

# 広報 心しん

(毎月5日・25日発行)

発行・富士市役所  
 富士市永田61-1  
 電話<0545>51-0123  
 編集・企画調整部広報広聴課

54.12.5

№.286






12月1日に市の財政事情が公表されました。その中から昭和53年度の各会計決算見込状況を中心に、わが市の家計簿はどうなっているのでしょうか、まずはその中身をご覧ください。

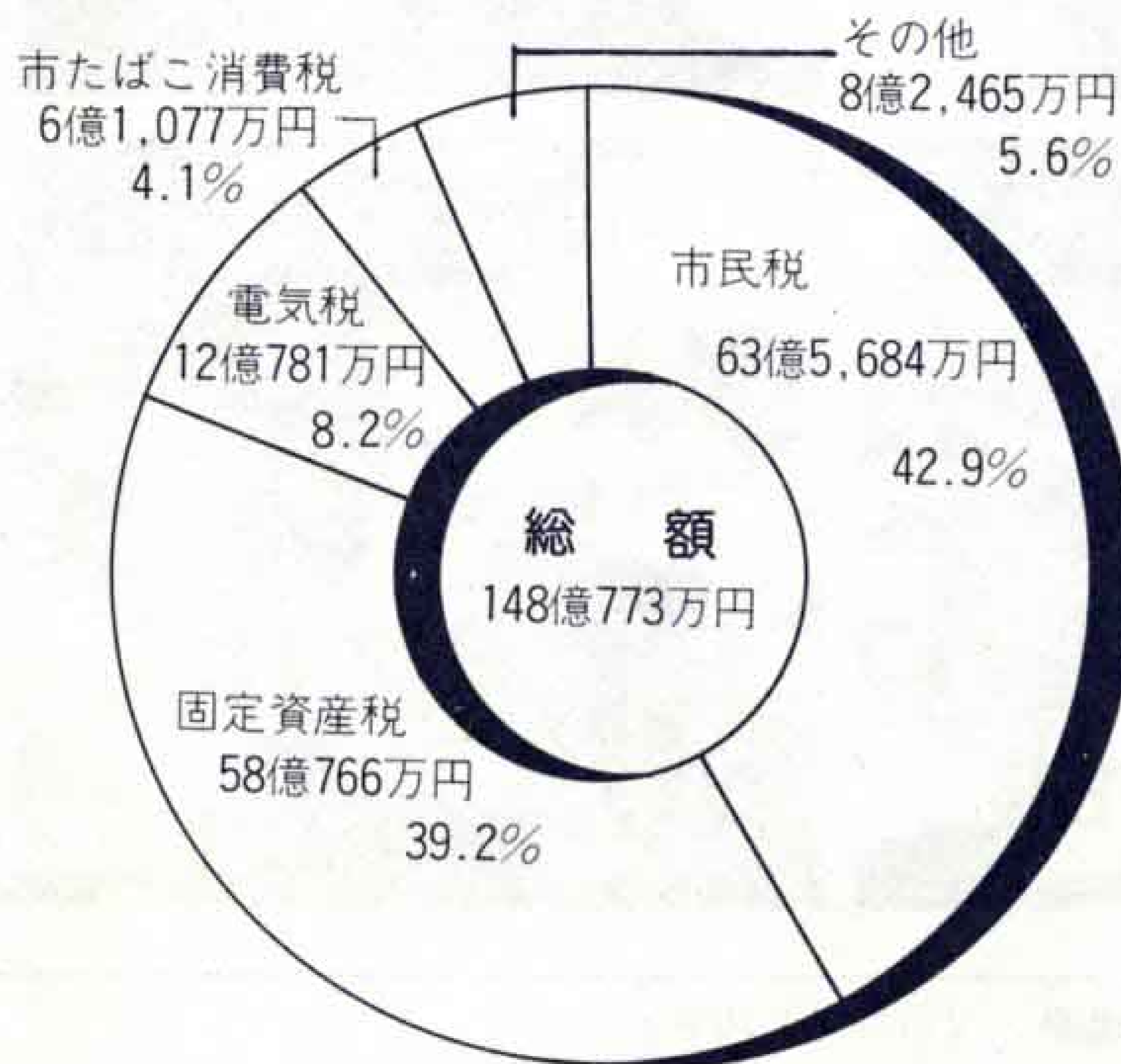


# 269 億円

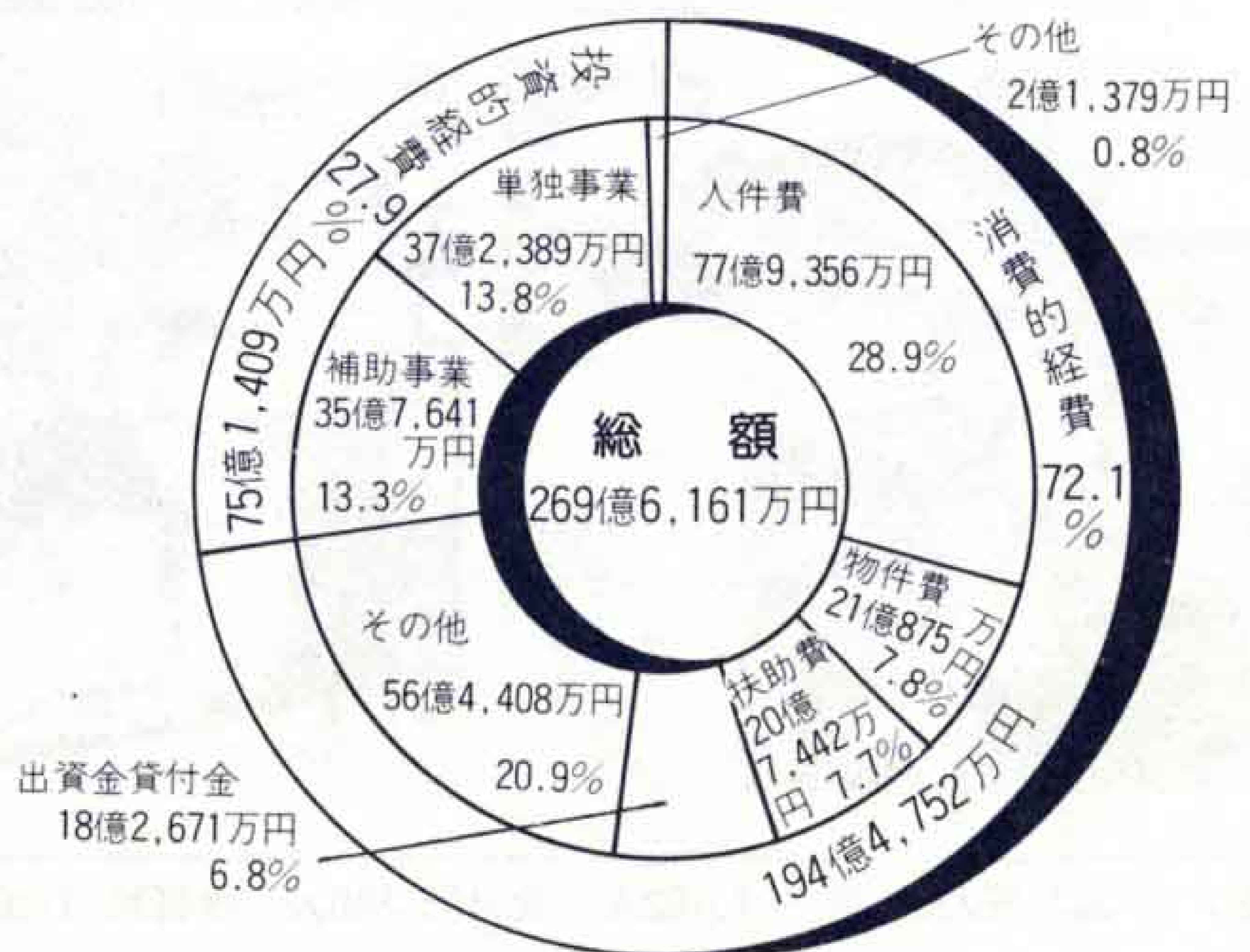
## 昭和53年度 一般会計決算見込み



市税のうちわけ



性質別歳出のうちわけ

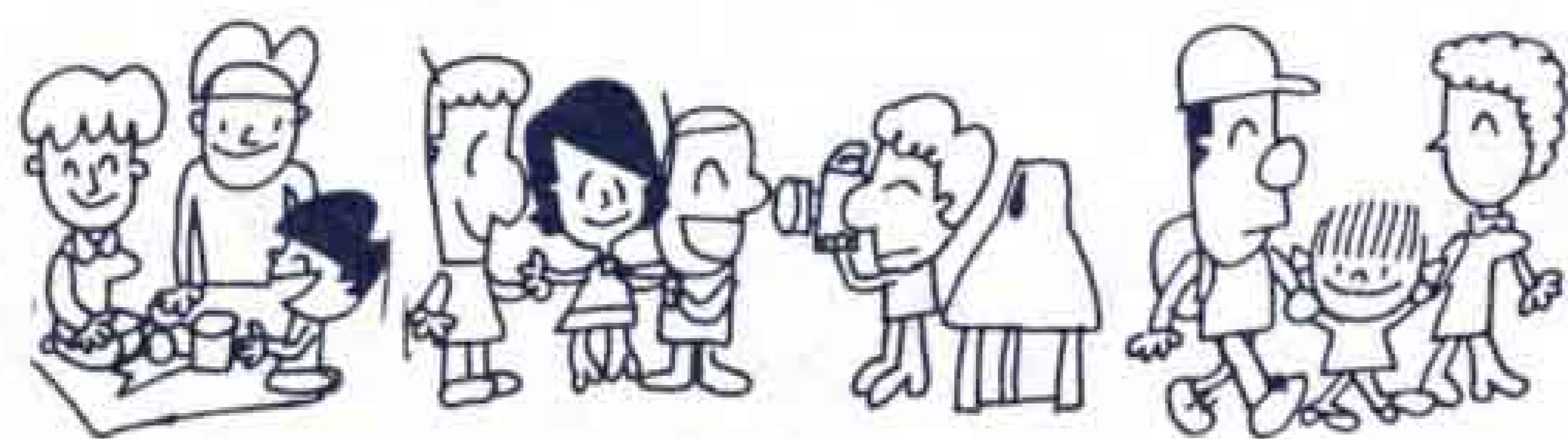




# 使った市の台所



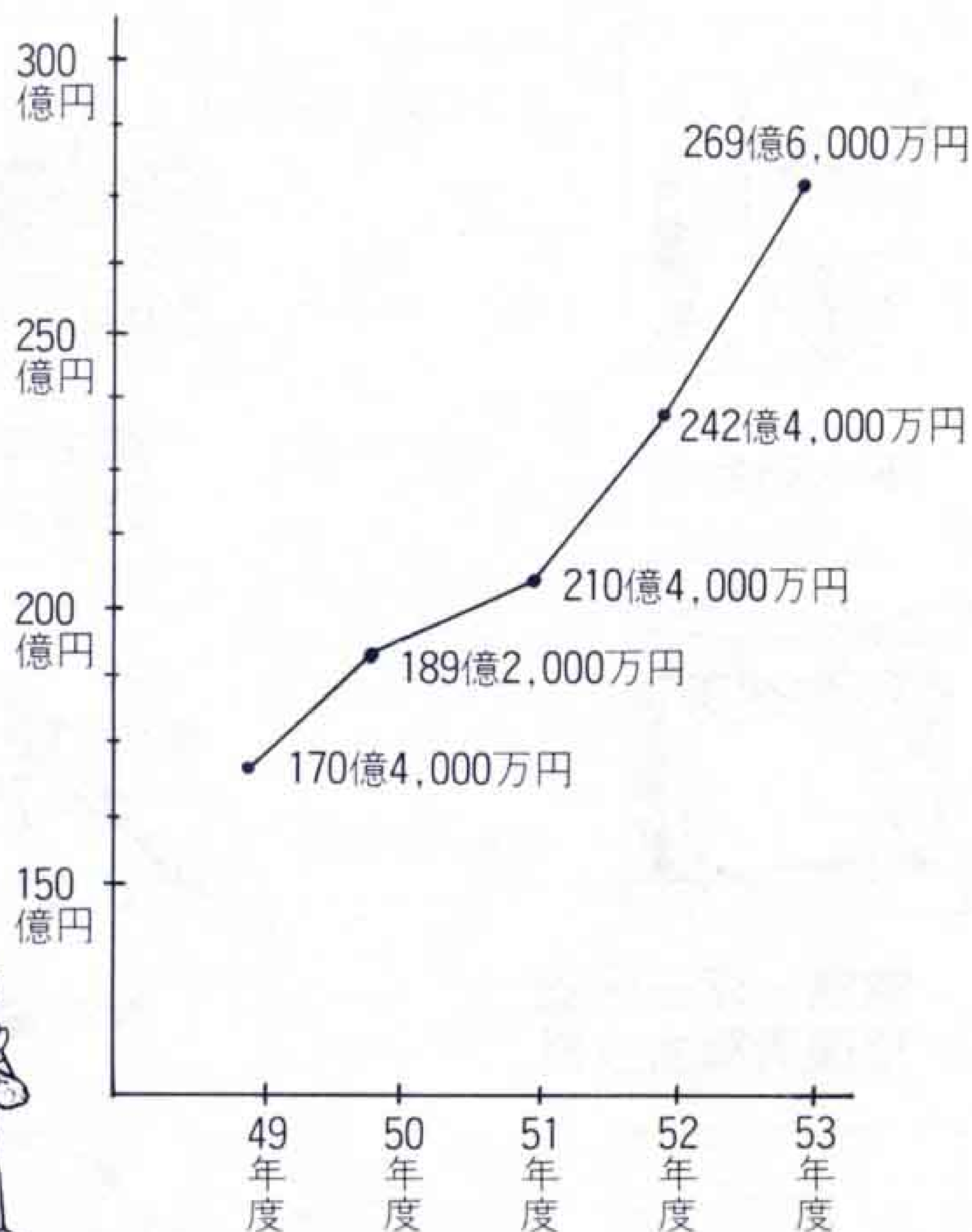
## 市民1人当りの税負担



1人当りにしますと71,660円納めたこととなります。その主なうちわけは次のとおりです。

市民税		30,763円
固定資産税		28,106円
電気税		5,845円
たばこ消費税		2,956円
都市計画税		2,558円
特別土地保有税		993円

## 市財政の移り変わり (過去5年間歳出決算)



## 主な使いみち

市民1人当たり130,478円を使いました。その主なものは下のとおりです。

土木費		31,355円
教育費		26,822円
民生費		18,976円
衛生費		15,386円
総務費		12,463円
公債費		8,048円



## 市有財産はこれだけあります

有価証券		2,413万円
土地		4,710万9,806平方 メートル
建物		44万6,175平方 メートル
立木		15万8,125立方 メートル
車輛		216台
基金の現在高		5億2,258万円



(公営企業財産を除く)  
(昭和54年9月30日現在)



# 昭和53年度 特別会計・企業会計の決算状況

◎水道、病院事業は決算額、特別会計は決算見込み額です。

## 特別会計

(財産管理等特別会計は省略しました)

### 国保会計



収入額 34億4,650万円  
支出額 31億4,782万円

### 依田原新田区画 整理会計



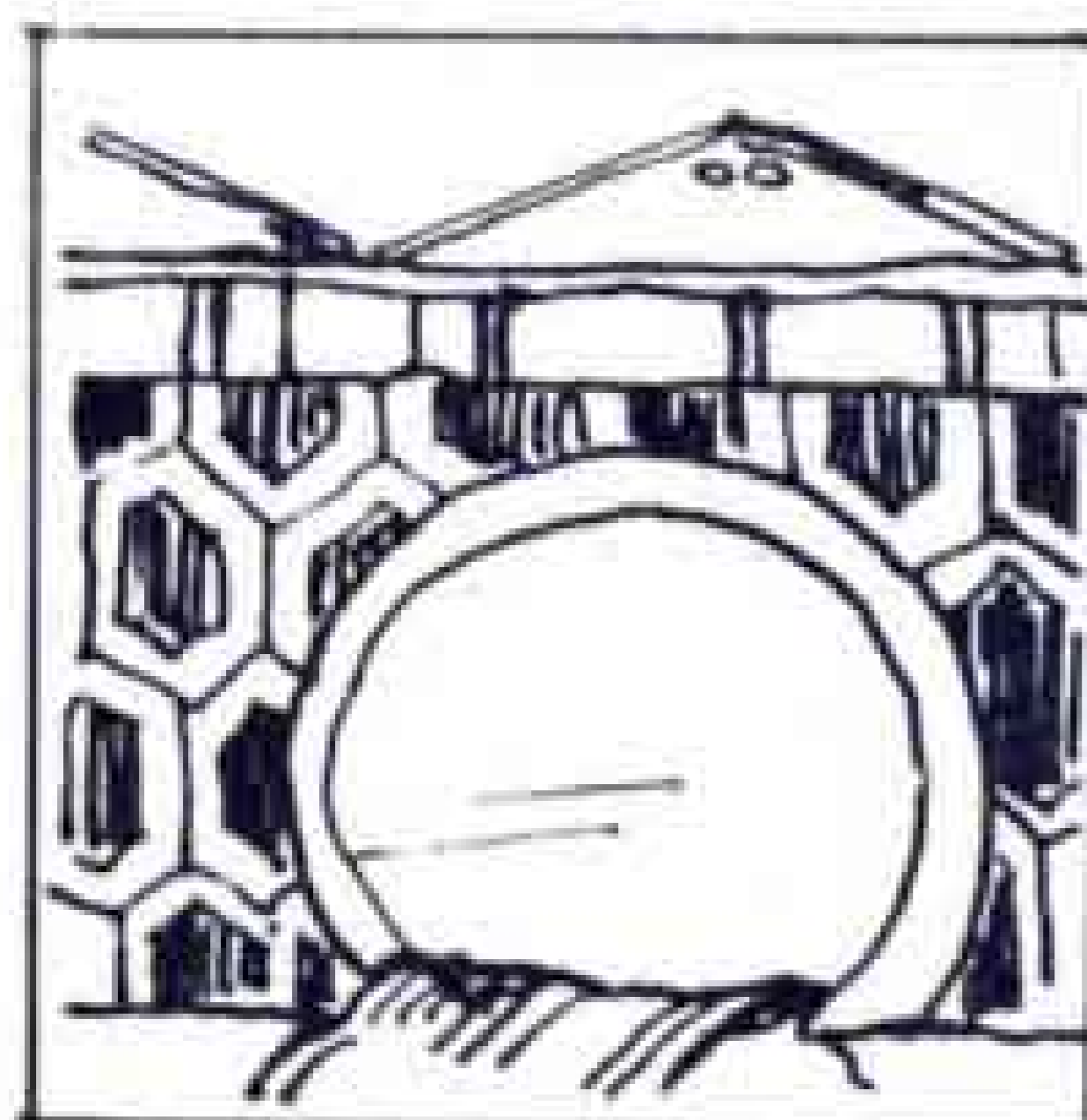
収入額 7億5,009万円  
支出額 7億4,496万円

### 地方卸売市場会計



収入額 6億2,924万円  
支出額 6億2,910万円

### 下水道会計



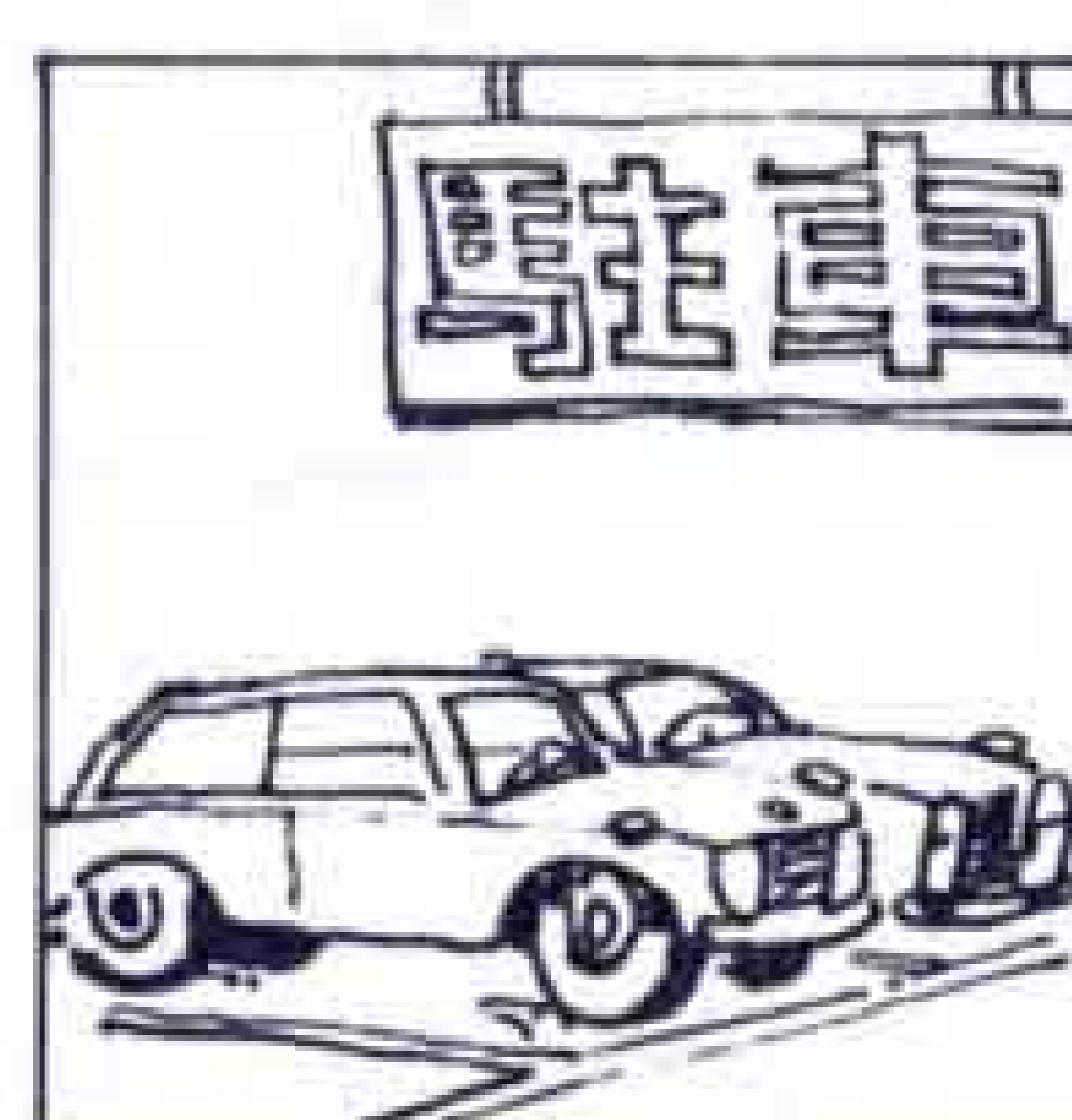
収入額 41億2,387万円  
支出額 41億 820万円

### 富士中部区画 整理会計



収入額 1,418万円  
支出額 1,356万円

### 駐車場会計



収入額 6,890万円  
支出額 6,388万円

### 青島・津田区画 整理清算金会計



収入額 395万円  
支出額 233万円

### 学校給食会計



収入額 8,787万円  
支出額 8,787万円

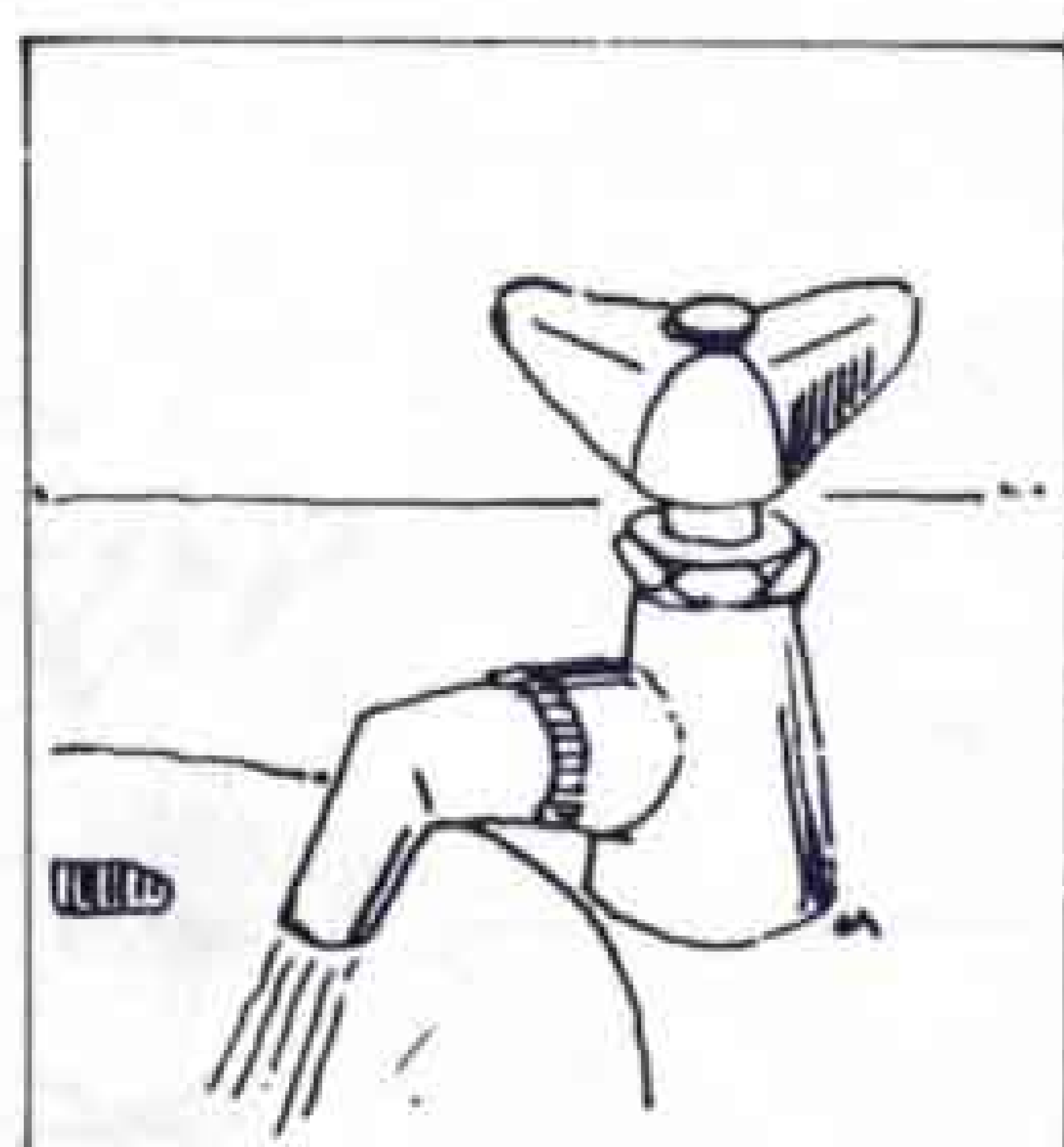
### 公共用地先行 取得会計



収入額 8億3,324万円  
支出額 8億3,288万円

## 水道事業

収入合計 13億1,119万円  
営業収益 11億2,143万円  
営業外収益 1億8,945万円  
特別利益 31万円  
支出合計 13億1,534万円  
営業費用 10億4,803万円  
営業外費用 2億6,731万円



欠損金 415万円  
但し、一般会計よりの補助金  
9,800万円が営業外収益の内  
に含まれています。  
総配水量 3,209万立方尺  
1日平均 8万7,910立方尺  
1日1人平均 503ℓ  
(昭和53.4.1~54.3.31)

## 病院事業

収入合計 27億 847万円  
医業収益 24億7,890万円  
医業外収益 2億2,356万円  
特別利益 601万円  
支出合計 26億9,011万円  
医業費用 26億2,447万円  
医業外費用 6,564万円



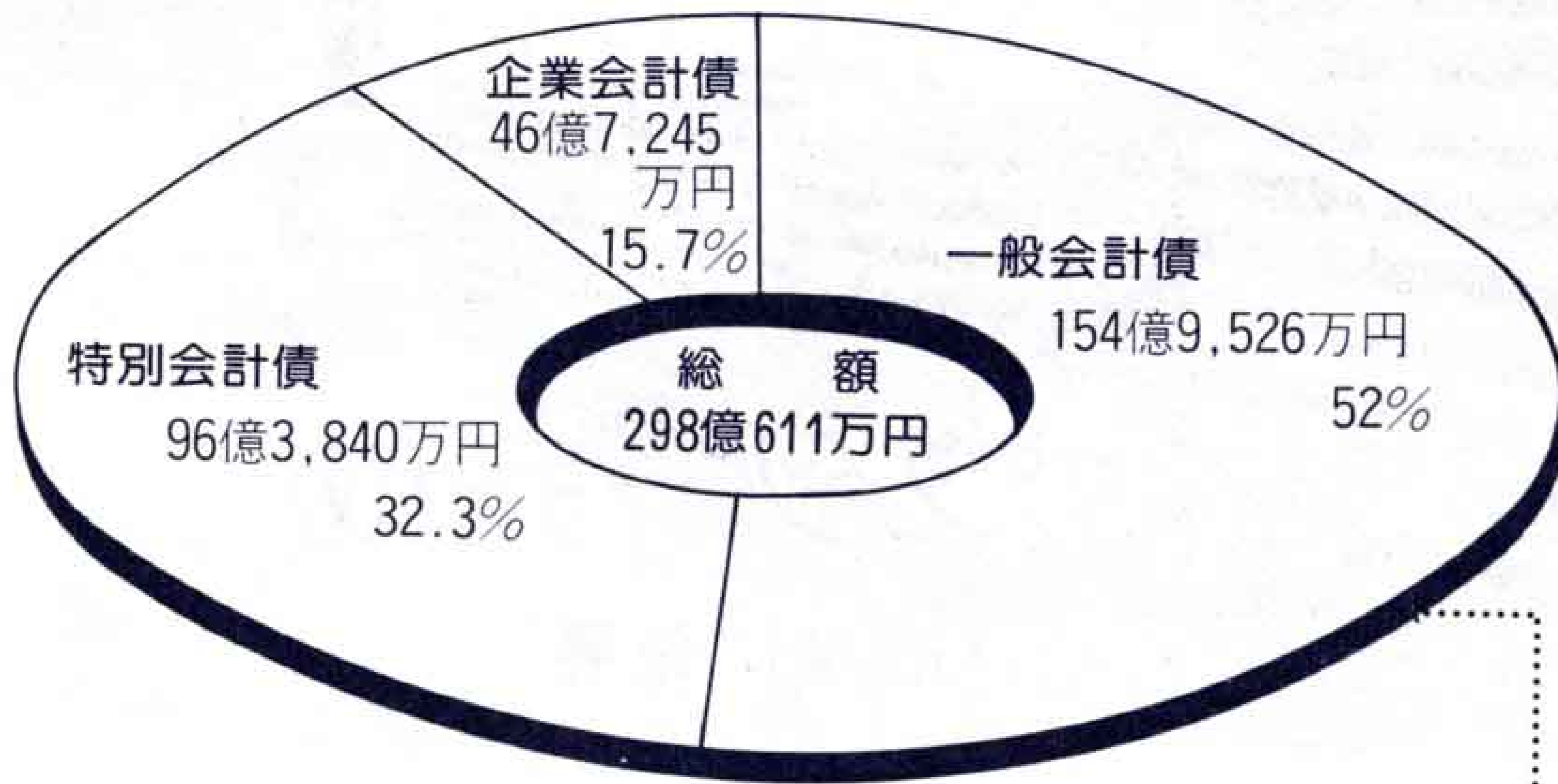
利益金 1,836万円  
但し、一般会計よりの補助金  
8,810万円が営業外収益の内  
に含まれています。  
入院患者 9万 831人  
外来患者 18万5,744人  
外来1日平均 625人  
(昭和53.4.1~54.3.31)



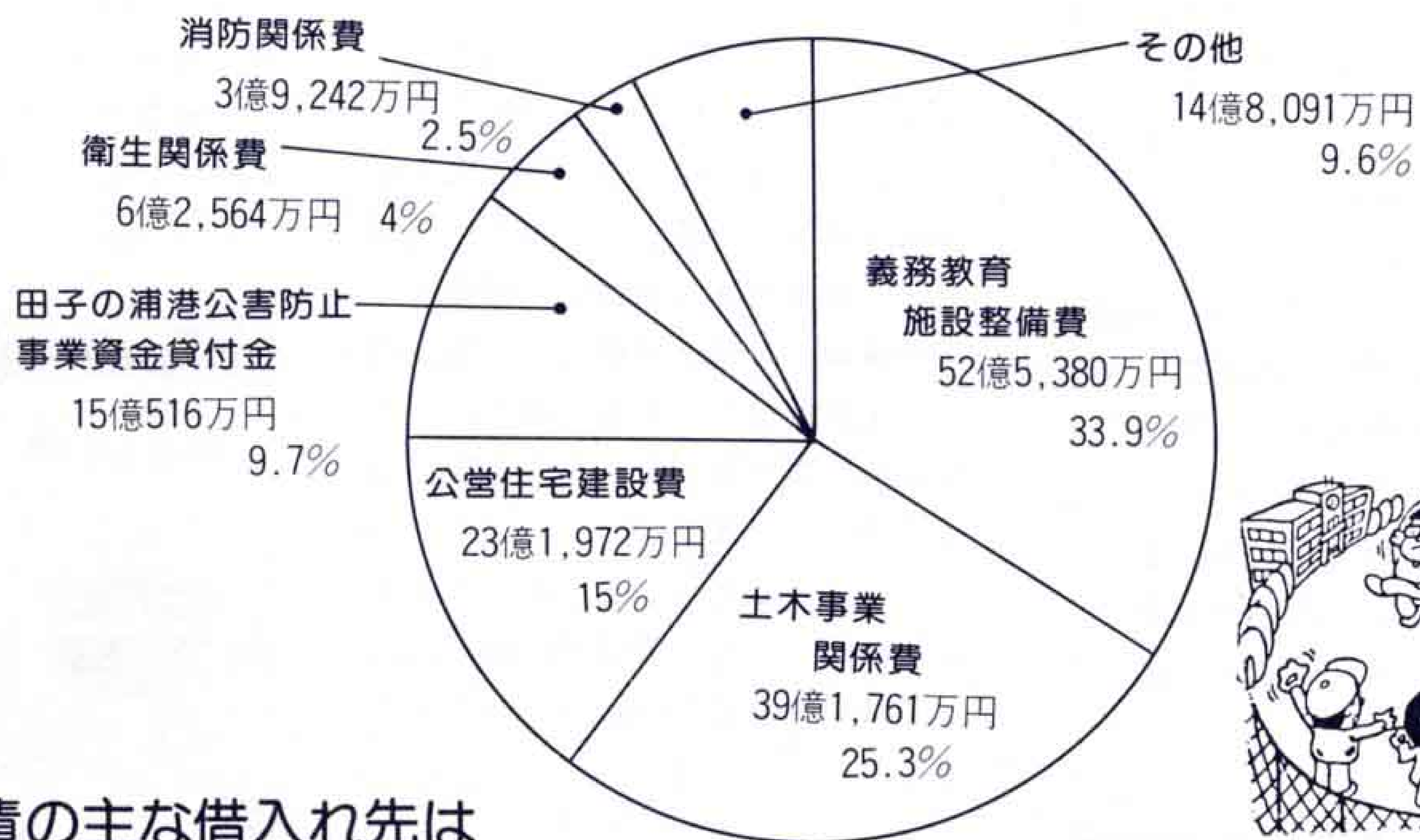
# 市債の状況

◇市債の総額は………298億611万円

(昭和54年3月31日現在)



◇一般会計債の主なつかいみちは

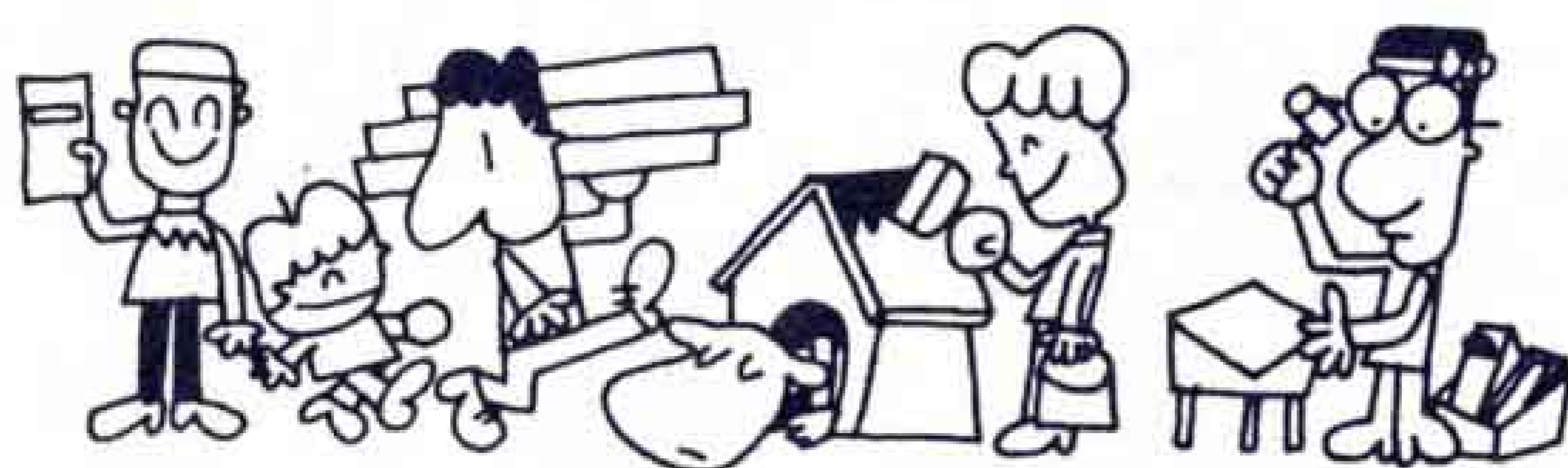


◇一般会計債の主な借入れ先は

郵政省簡易保険局	56億8,036万円
大蔵省資金運用部	42億3,812万円
市中銀行	26億3,586万円
公営企業金融公庫	6億9,230万円
共済組合	2億8,592万円
その他	19億6,270万円

◇特別会計債と企業会計債のうちわけ

下水道事業	55億4,049万円
水道事業(企業)	40億1,051万円
地方卸売市場事業	24億9,897万円
公共用地先行取得事業	8億1,982万円
依田原新田土地区画整理事業	7億6,991万円
病院事業(企業)	6億6,195万円
その他の事業	920万円







# 富士木材センター完成

将来は総合木材市場に発展

県東部地区 6 市 4 町のヒノキ、スギ林約 5,300 ㍏から切り出される素材や間伐材などの集荷市場として、「富士木材センター」が、市内曾比奈に建てられ12月10日オープン、初ゼリが行われます。

この木材センターは、県と市および県森連など 6 団体が県東部地区森林総合利用促進事業の一つとしてスタートしたもので、このほど県と富士市が折半で工費 1,900 万円をもって、プレハブ造りの管理棟 1 棟と約 3,000 平方㍏の木材集積場が建設されました。

## 富士山麓は優良林木の宝庫

富士山麓の富士市をはじめ富士宮御殿場、裾野、沼津、三島の 6 市および芝川、小山、長泉、清水の 4 町の山林には、終戦後、植林した優良のヒノキ、スギの林約 5,300 ㍏が保有され、すでに 20～30 年生が大部分をしめ、間伐の適期にあります。この木材センターの開設によってこれまでほとんど値がつかなかった間伐材も、建築材の一部として相当量出荷されるものと期待されています。

また、富士市では優良のヒノキ林スギ林を育てるため枝切りなどに助成金を出して森林の育成に力コブを入れています。

## 運営管理は

このほかこの木材センターの運営は富士市および県と県森林組合連合会、県木材協同組合連合会、富士市林業振興対策協議会、県東部地区林業振興対策協議会が運営協議会をつくり適切な管理運営を行い、また将来は建築用材などを取り扱う総合木材市場にまで発展させたいと関係者は張切っています。

くわしいことは、富士木材センター（☎35-3577）又は市経済部林政課（☎51-0123 内線412）へご連絡ください。

素材年間 1 万立方㍏を目標にしています。また間伐材 1,000 立方㍏の集荷を促進するため、選別等に要する土場経費を、今年度に限って助成し出荷者の負担を軽減することも考えています。



## 当初の取扱量は

今年度は、集出荷の円滑化を確立していきながら、取扱量としては、

## 植林の間伐を実施しましょう

今まで植林の間伐を実施しても量が少ないと商品にならず、山にすてられた例が多かったと思いますが、このたび市内曾比奈地先に富士木材センターが完成いたしました。

富士木材センターには、大畑所長以下 2 名が、日曜、祭日以外常に勤務し、木材を責任もって預かり、入札してくれます。皆様おおいに利用してください。



# こんにちは、リスさんクラブです

— 幼児と母親の交通安全クラブ — その2



## — どんないことをしているの？

このクラブは、各クラブとも毎月1回の集合訓練を近くの公会堂や、神社などで行っています。

この訓練では、リーダー、サブリーダーを中心に、幼児が安全に横断するために必要な、三本指の約束と安全体操を行います。（これは市内全クラブで統一されています）

## — 独自の活動は

各クラブ又は地区の連合会ごとに交通事故防止に関係する内容のゲームを考案し、敏しょう性、判断力など、安全に行動できる能力を養っています。



## — 日常生活でも訓練

母親は、クラブで習ったことを日常生活の中で更に訓練してやるように心がけています。

買物に行く道すがら、実際の道路で教え、それを習慣づけるのです。おかあさん自身が、模範とならなければならないクラブなので、おかあさんたちが一体となって協力しています。



## 空き地の枯草について

〔こえ〕 私の家の近くにある空き地ですが、草が枯れはじめています。これからは、火災の多いシーズンになりますので心配です。市内にはほかにも同じような場所があると思いますので、刈り取るよう注意を呼びかけてください。（岩松 Yさん）

〔こたえ〕 空き地の枯草処理については、毎年火災予防条例に基づき、空き地の枯草調査を実施し、空き地の所有者に刈り取りなどの火災予防上必要な措置を行うよう指導しております。また、刈り取り実施後には消防署に連絡をさせ、連絡後は追跡調査を行っておりますが、市内全域にわたって空き地（荒地）が非常に多く、地域によっては調査もれの所もありますので、そのつど気付かれた方々から連絡をいただき、調査指導を行っています。（消防署）

## グループ訪問

13

# うたう楽しさを

富士南婦人会

コーラス・グループ「オレンジの会」

“雪の降るまちを 雪の降るまちを 思い出だけが通りすぎて……”  
美しい歌声がひびきわたってくる  
ここ富士南公民館では、毎週水曜日、午前10時から午前11時30分までお母さんたちのコーラス・グループ「オレンジの会」が合唱練習をしています。

オレンジの会は、「お母さんたちにも歌声を」と富士南婦人会が中心となり、昭和50年5月に創立。

会員数は30人。

年齢は30歳から50歳まで。

発表の場は、5月のママさんコーラス大会と12月の婦人祭の2回。



発表会が近づくと、家でテープレコーダーを聞きながら練習すること。

指導者は、大学で音楽を専攻して

きた松島順子さん。

リーダーの佐野明美さん(44歳)は、「県の合唱祭や大きな大会にも出場したいです」と張切っていました。



# 年末年始の交通安全運動を実施

12月11日から1月10日まで

年末年始は飲酒する機会が多く、これに伴って飲酒運転が増加したり、気ぜわしさも加わって暴走運転が多くなります。

交通事故には十分注意し、市民ぐるみで交通安全に努めましょう。

■期間 12月11日(火)から1月10日(木)まで。

■運動の重点

- ・飲酒運転の絶滅
- ・自転車事故の防止
- ・子どもと老人の交通事故防止

## 交通安全運動期間中の街頭指導計画

- ◇12月11日(火) いっせい街頭広報の日
  - ・市内各地で、巡回広報及びチラシ配布 (7:00~8:00)
  - ・交通安全指導員視閲 (18:30)
  - ・ゆっくり走ろう街頭監視 (19:00~20:00)
- ◇12月15日(土)
  - ・ミニパトカーによる広報と各地でチラシ配布

(10:30~11:30)

・飲酒暴走運転追放指導

◇12月19日(水)

・シートベルト、ヘルメット着用指導の日

(9:30~11:30)

◇12月21日(金)

・違法駐車、道路不正使用一斉指導の日

(9:30~15:00)

◇12月23日(日)

・省エネルギーの為にマイカー使用自粛の日

◇12月29日(土) 飲酒暴走運転追放指導の日

◇12月30日(日) } 飲酒運転絶滅三ない運動強化の日  
◇55年1月3日(木) }

◇1月4日(金) 飲酒暴走運転追放指導の日

◇1月7日(月)

・シートベルト、ヘルメット着用指導の日

(13:30~15:30)

◇1月10日(木)

・ゆっくり走ろう街頭監視の日 (19:00~20:00)

暮らしのたより(市役所) ☎51-0111(三)

## 「郷土の期待を集める

### 演奏家の夕べ」

- ・とき 12月15日(土) 18:00~
- ・ところ 富士文化センターホール
- ・出演者
  - ・声楽 布川洋子 ・ピアノ 青木裕子 ・マリンバ 石川ますみ
  - ・バイオリン 中山良二
- ・入場料 前売券 300円(当日 500円)
- ・入場券取扱所
  - 富士文化センター、吉原市民会館、市内有名楽器店
- ・問合せは
  - 富士文化センター ☎61-6262

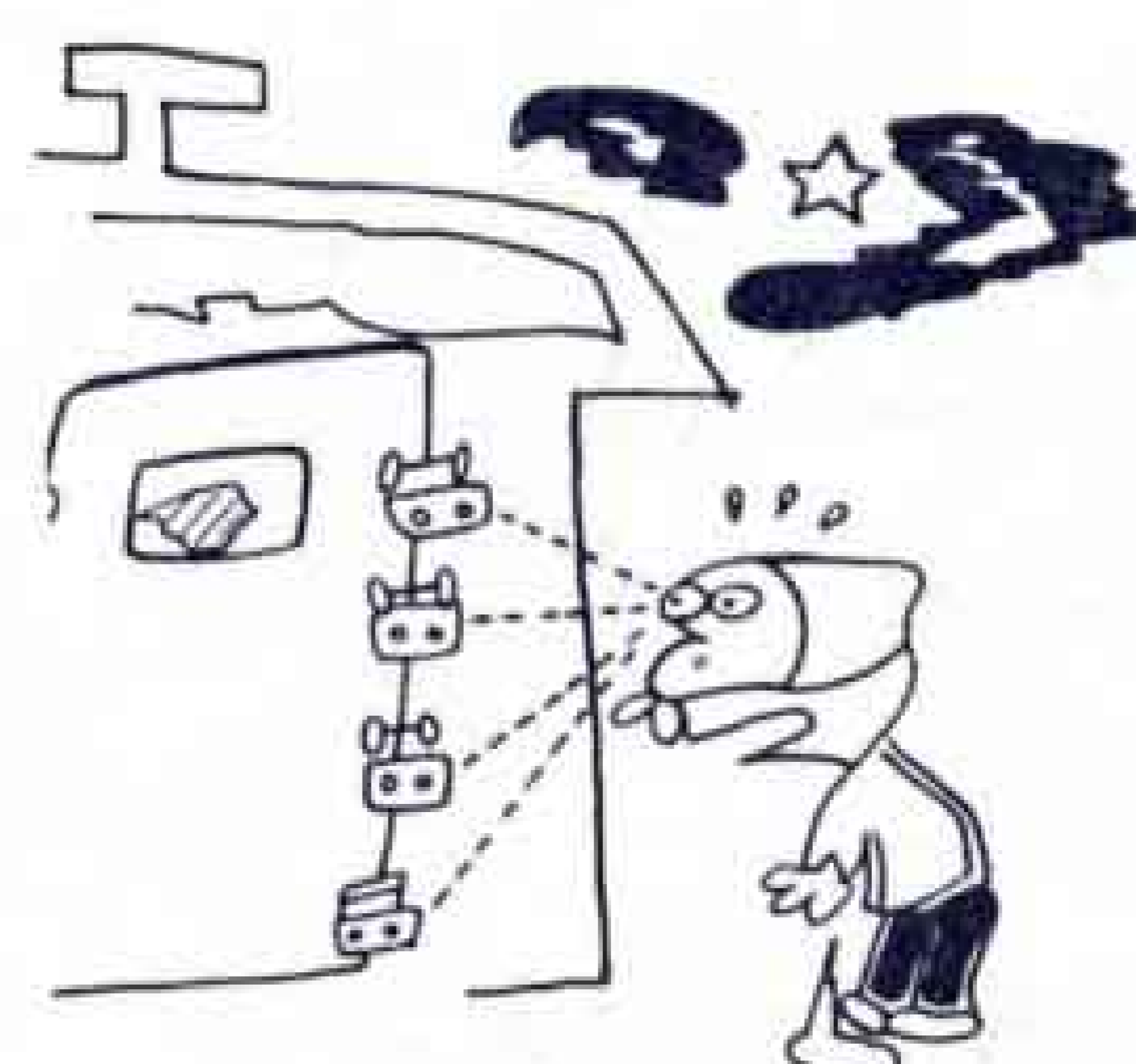
## 12月の歩く会

### 沼津から柏原海岸巨船見学

- ・とき 12月16日(日) 雨天の場合23日
- ・コース 富士駅 8:37分→吉原駅 8:42分→沼津駅着 8:57分、~狩野川堤防左岸~港大橋~沼津港~千本松原~柏原海岸(巨船見学) 昼食~東田子の浦駅15:06分発 17:00発。
- ・もちもの 弁当、水筒、雨具、タオル、電車賃(大人、往復 640円)
- ・問合せは 市教育委員会体育保健課 内線 457

## 気ぜわしい年末

### 犯罪や事故に注意



「年末に犯罪や事故をなくし、明るいお正月を迎えましょう。」と富士警察署は、十二月十一日から歳末特別警戒を行います。年末になると犯罪や事故が多く発生するので、富士警察署では、特に次のことに注意するよう呼びかけています。

○みなさん、おうちのカギは大丈夫ですか！

買物などでちょっと家を留守にするときでも必ずカギをかけ、お隣りに留守を頼んで、出かけるようにしましょう。

○自転車、自動車を停めて置くときは、わずかの時間でもカギをかけるように心掛けましょう。

○車の中にはお金や免許証など大事なものは、置かないように気をつけましょう。



きれいで明るい正月を迎えるために

# ゴミとし尿の年末年始収集日程

暮らしのたより（市役所） ☎ 51-011111

## ■ もえるゴミの収集

- ・月、木曜日の収集区域は、12月27日（木）が最終日で、1月7日（月）から。
- ・火、金曜日の収集区域は、12月28日（金）が最終日で、1月4日（金）から。
- ・水、土曜日の収集区域は、12月29日（土）が最終日で、1月5日（土）から。

## ■ もえないゴミの収集

- ・月曜日の収集区域は、12月24日（月）が最終日で1月7日（月）から。
- ・火曜日の収集区域は、12月25日（火）が最終日で1月8日（火）から。
- ・水曜日の収集区域は、12月26日（水）が最終日で1月9日（水）から。
- ・木曜日の収集区域は、12月27日（木）が最終日で1月10日（木）から。
- ・金曜日の収集区域は、12月28日（金）が最終日で1月4日（金）から。
- ・土曜日の収集区域は、12月29日（土）が最終日で1月5日（土）から。

## ■ 持ち込みするゴミ

「もえるゴミ」の持ち込みは、12月30日（日）まで。時間は次のとおりです。

- ・12月29日（土）
  - ・12月30日（日）
- 9：00～15：00まで

持ち込み工場は

第一清掃工場（久保町） ☎ 35-0369  
（営業ゴミは有料です。）

「もえないゴミ」の持ち込みは、12月29日まで。

時間は、9：00～16：00まで。

場所は、富士産業廃棄物処理事業協同組合（大淵）

☎ 35-0805（持ち込み料は有料です。）



## ■ し尿の収集

●吉原衛生運輸株……☎ 52-5113

- ・1月1日（火）の収集区域は、12月23日（日）に
- ・1月2日（水） ” 12月24日（月）～26日（水）までに。
- ・1月3日（木） ” 12月27日（木）～29日（土）までに。

※年末は、12月29日（土）まで、年始は、1月4日（金）から平常収集です。

●富士衛生運輸株……☎ 61-0768

- ・12月24日（月）の収集区域は、12月23日（日）に
- ・12月25日（火） ” } 12月24日（月）に
- ・12月26日（水） ” } 12月25日（火）に
- ・12月27日（木） ” 12月26日（水）に
- ・12月28日（金） ” 12月27日（木）に
- ・1月1日（火） ” 12月28日（金）に
- ・1月2日（水） ” 12月28日（金）～29日（土）までに。
- ・1月3日（木） ”
- ・1月15日（火） ” } 1月13日（日）に
- ・1月16日（水） ” }

※年末は、12月29日（土）午前中まで。

年始は、1月4日（金）から平常収集です。

●タカオカエイセイ株……☎ 71-3539

- ・1月1日（火）の収集区域は } 12月26日（水）に
- ・1月2日（水） ” } 12月27日（木）に
- ・1月3日（木） ” 12月28日（金）に
- ・1月4日（金） ”

※年末は、12月29日（土）まで。

年始は、1月5日（土）から平常収集です。

●昭和衛生舎……☎ 33-0230

- ・1月1日（火）の収集区域は } 12月23日（日）に
- ・1月2日（水） ” } 12月24日（月）に
- ・1月3日（木） ” 12月25日（火）に
- ・1月4日（金） ”

※年末は、12月29日（土）まで。

年始は、1月5日（土）から平常収集です。

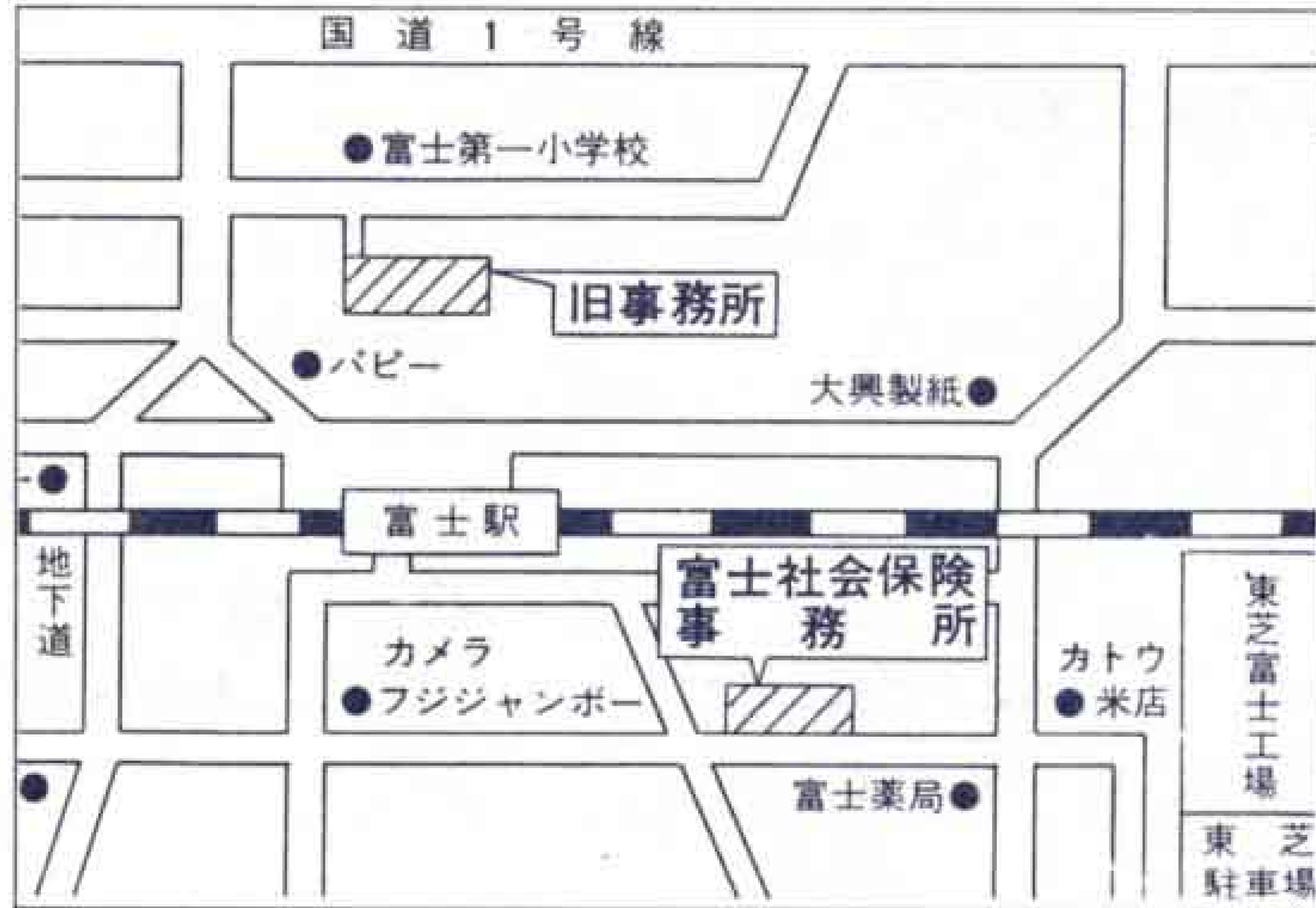


## 社会保険事務所が移転

富士社会保険事務所が移転し、12月24日から新庁舎で業務を行います。

新しい事務所の所在地は、市内横割3丁目5番33号(☎61-1900)です。

なお、新しい事務所への移転を、12月21日(金)、22日(土)に行いますので、皆様にご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



## 献 血

- ・とき 12月20日(木) 10:00~15:30  
(12:00~13:00まではお昼休み)
- ・ところ 市庁舎西側

## いっせい防疫

月 日	午 前	午 後
12月6日(木)	富士緑ヶ丘① 瀬戸河原② 東田③	旭町 湯沢平1③ 湯沢平2
7日(金)	滝戸③ 厚原南② 久沢南①	鷹岡本町一③ 鷹岡本町二② 鷹岡本町三①
10日(月)	入山瀬天王町② 入山瀬久保② 入山瀬東②	入山瀬西③ 天間田代③
11日(火)	天間北二③ 天間川坂③	天間北一④ 天間東②
13日(木)	天間南⑥	厚原北⑥
14日(金)	厚原中⑥	厚原西⑥
17日(月)	久沢東⑥	久沢西⑥
18日(火)	久沢北⑥	穴原一③ 穴原二③
19日(水)	城山町⑥	八王子一③ 境町① 希望ヶ丘① 大峰町①
20日(木)	八王子二③ 八王子本町③	大淵一② 大淵三② 大淵二②

※○数字は作業員の人数

暮らしのたより(市役所) ☎51-0111(三)

## 12月と年始の 当直医

休日当直医は、富士医師会が急病患者のために定めたものです。

当直医院は急病のときだけ、ご利用ください。

- ・12月9日  
外科 藤井医院 61-7811 松岡  
" 吉原病院 52-0780 南町  
産婦人科 長野医院 61-1907 柚木
- ・12月16日  
外科 中央病院 61-8800 本市場  
" 渡辺病院 51-3751 錦町1  
産婦人科 遠藤医院 52-1941 吉原3
- ・12月23日  
外科 宮下医院 61-0376 平垣  
" 米山病院 52-3060 吉原4  
産婦人科 池田医院 21-2228 石坂

- ・12月29日  
外科 田辺医院 61-8410 本市場  
" 清河医院 21-6212 広見6  
産婦人科 谷 医院 61-0039 八幡町
- ・12月30日  
外科 櫻村医院 63-8881 柚木  
" 米山病院 52-3060 吉原4  
産婦人科 米山病院 52-3060 吉原4
- ・12月31日  
外科 戸田医院 63-5213 横割1  
" 芦川病院 52-2480 中央町2  
産婦人科 北西医院 61-0119 本市場
- ・55年1月1日  
外科 中央病院 61-8800 本市場  
" 鈴木医院 52-2213 宇東川東  
産婦人科 吉見医院 52-2399 吉原4
- ・1月2日  
外科 川村医院 61-4050 中島

- 外科 渡辺病院 51-3751 錦町1  
産婦人科 中央病院 61-8800 本市場

- ・1月3日  
外科 望月医院 61-8075 本市場  
" 吉田医院 51-2515 石坂  
産婦人科 窪田医院 61-3100 平垣

### 内科・小児科の救急診療

- ・ところ 医療センター(長者町)  
☎52-3104
- ・診療時間  
○日曜日、祭日 9:00~17:00  
○土曜日の午後 14:30~18:00  
" の夜間 19:00~22:00
- ・休日、祭日の救急歯科診療は、富士市歯科医師会館(長者町)で行います。☎53-5555
- ・診療時間 9:00~17:00





おいしいな……

### 大淵一小の焼いも大会

生き生き活動する大淵っ子になろう……と市立大淵第一小学校は、十一月二十一日「収穫祭」を行いました。

学校園二十坪の畑で、児童ひとりひとりが汗を流して、さつまいも、とうもろこしなどを育てました。この日は、自分たちが丹精こめて作ったさつまいも五千個余りを焼き、こんがり焼けたイモを手には大きい口を開けてパクリ、「おいしい」と声があちこちから聞えました。



### 山岳遭難救助訓練行われる

小雨のふる11月25日、山岳遭難救助訓練が愛鷹山系で行われました。これは県山岳遭難防止対策協議会富士支部が川島礼一隊長のもとで訓練したものです。



広見コミュニティーセンター完成

ふるさとづくりの拠点となる、広見コミュニティーセンターが完成し十一月十八日開所式が行われました。広見地区は、昨年県からコミュニティー活動モデル地区に指定され、活動を続けてきたものです。コミュニティー施設の目玉でもある放送施設では、朝夕の定時放送で地区の各種行事などを伝達し、地区民の要求にそった活動ができるものと期待されています。



### その道一筋、技能功労者表彰

第4回市技能功労者表彰式が、勤労感謝の日の11月23日アイエフ会館で行われました。45人の功労者みなさんが、30年以上という長い期間、地味で時間のかかる手仕事を積み重ね習得した技能を持った方々ばかりです。表彰を受ける顔もはればれしい顔でした。



# やさしい法律相談

③



## 不動産取引業者と取引するときにはどんな注意が必要ですか

### 免許証の確認を

最近の住宅難につけこむ悪質な不動産業者は、あとをたちません。したがって、誠実な信用できる業者を選ぶことです。その重要なめやすとしては、まず免許を受けた宅地建物取引業者であるかどうかを確認することです。免許を受けている業者は、不誠実な行為をすれば、免許取消し、業務停止の行政処分を受けることがあり、その業務については宅地建物取引業法によって規制されているからです。そして、免許を受けていなければ宅地建物取引業を営むことはできないことになっており、免許を受けた業者は他人に名義を貸すことは禁止されています。そこで、モグリ業者や他人の名義で営業しているような人は、とてもまともな業者として信用することはできません。

### 業者の営業状態はどうか

不動産取引業者には、本人に損害を与えることのないよう、売主や貸主が正当な権利者であるかどうか、また目的物件に特別な「きず」がないかどうか十分に調査し取引についての重要な事項は必ず本人に告げなければならない義務があります。

もし仮りにこれを怠って、本人に損害を与えてしまった場合、業者は本人に対して損害を賠償しなければならないわけですが、業者が全くの無資力である場合には、現実の問題としては、損害を賠償してもらうことは困難になります。ですから、業者の資産や営業状態も調査して、こうした点からも信用のある業者を選んだほうがよいでしょう。

## 業者の手数料は

不動産取引業者に支払う手数料については、昭和45年10月23日付の建設省告示による額の範囲内で、業者は手数料を請求できるようになっています。しかし、手数料以外に、調査費、広告費、現地案内料などの名目で業者から請求されても支払う必要はありません。

業者に依頼する場合でも、白紙委任状、その他全面的な委任状は渡さないことです。そして、物件を紹介されたら、必ず自分でも検分し、十分調査することです。業者から買い急がされても、それには乗らない方がよいでしょう。また手付金は、ほんとうに契約をしてもよいと決心したときに支払うべきです。

なお、こうしたことの相談はお気軽に市民相談室をご利用ください。(☎51-0123 内線243~245)

## 不動産取引業者の報酬限度

宅地・建物の売買・交換の仲介手数料率	
取引額 200 万円以下の金額	5%
200万円をこえ400万円以下の金額	4%
400万円をこえる金額	3%

(1) 宅地・建物の売買・交換の仲介が成立した場合の手数料は、依頼者の一方につき、上欄の区分により計算した金額の合計額以内とされる。  
 [1,000万円の物件の仲介手数料の計算例]  
 200万円×0.05=10万円  
 (400万円-200万円)×0.04=8万円  
 (1,000万円-400万円)×0.03=18万円  
 10万円+8万円+18万円=36万円

(2) 宅地・建物の売買・交換の代理の場合は(1)の計算方法により算出した額の2倍以内とされる。  
 ただし、業者がその売買または交換の相手方からも報酬を受ける場合は、その報酬額と代理の依頼者から受ける報酬額の合計額が(1)の計算方法により算出した金額の2倍をこえることはできない。

## 表紙のことば

今年も、あとわずかで1979年サヨウナラの日がやってきます。

“光陰矢の如し、のことわざのように1年の過ぎるのは早いものです。

今回は、本年最後の表紙写真として、この1年間表紙に使った写真を取り上げてみました。この中には市民のみなさんの思い出の顔が写っています。来年も市民の顔をできるだけ多く出したいと思います。